

## 5月定例総会議事録

- 1 日 時 平成30年5月25日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正  
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫  
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一  
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄  
神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 米窪事務局長 溝口補佐 原主任 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 二木 会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号13番の小澤委員と14番の塚原委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全5件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>	<u>全2件 承認</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 宗賀〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘郷原〇〇〇の畑6852㎡の内4,217㎡を大門〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は近隣農家と言うことですが貸す方は決まっているとのこと。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇にお住まいの〇〇さんが所有する北小野〇〇〇外1筆の畑、合計809㎡を北小野〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は岡谷に住んでおられる弟さんが耕作する予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑1,624㎡を、洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は県農業公社に売却予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
  
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑1,926㎡を洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は県農業公社に売却予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
  
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 静岡県〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇の田2,511㎡を北小野〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りていましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇に賃貸の予定です。この件については、事務局より補足説明があります。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
  
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑7,687㎡を、洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんの予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
  
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて7番を洗馬地区でお願いします。
- ・ 酒井委員 松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑1,923㎡を、松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は中間管理事業に変更の予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて8番を洗馬地区でお願いします。
- ・ 塩原委員 松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑4,030㎡を、松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は中間管理事業に変更の予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて9番を広丘地区でお願いします。
- ・ 三村委員 松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇の畑730㎡を、松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は未定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて10番を片丘地区でお願いします。
- ・ 竹淵委員 松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の田1,159㎡を、松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇の予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて11番を塩尻地区でお願いします。
- ・ 百瀬委員 堀ノ内〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する堀ノ内〇〇〇の田1,523㎡を、  
 棧敷〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請があり

ました。後作は〇〇〇さんの予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域の変更申請について

<u>塩尻地区</u>	全1件 承認	<u>片丘地区</u>	全1件 承認
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>	全1件 承認	<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 この案件は、前回保留となったものです。中西条〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する中西条〇〇〇の畑270㎡を農家住宅用地として農振農用地から除外するものです。この農地は「都市計画区域外」です。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地ですが、集落に接続しているため、農地転用の許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑333㎡を、一般住宅用地として農振農用地から除外するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地ですが、集落に接続しているため、農地転用の許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 宗賀〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇の畑、606㎡の内209㎡を、資材置場として農振農用地から除外するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地ですが、既存敷地の2分の1までの拡張のため、農地転用の許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	全1件	承認	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	全2件	承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区	全1件	承認	北小野地区

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 北安曇郡〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘吉田〇〇〇の畑214㎡を、広丘吉田〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。本案件は、下限面積が不足しておりますが、農地法施行令第2条第3項3号の規定により隣接する農地と一体として利用するため不許可の例外となります。地区としては可といたしました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する塩尻町〇〇〇外2筆の畑、合計48.34㎡を、塩尻町〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇の畑100㎡を、広丘郷原〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇の畑2,392㎡を、宗賀

〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 この案件は追認申請です。片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑、面積191㎡を住宅用地として農地転用するものです。該当地は、昭和24年頃に亡父が農地とは気付かずに土蔵として建設してしまい、その後、車庫、物置を建設していたものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、既存の住宅敷地の2分の1までの拡張であるため不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・二木会長代理 この案件は追認申請です。金井〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する金井〇〇〇の畑、面積64㎡を住宅用地として農地転用するものです。該当地は、昭和27年頃に亡父が農地とは気が付かずに土蔵として建設していたものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、おおむね500メートル以内にJRみどり湖駅があり、第2種農地となりますが、集落に接続する住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区	全1件 承認
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区	
宗賀・檜川地区	北小野地区	全1件 承認

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田〇〇〇にお住まいのさんが所有する広丘吉田〇〇〇の田、面積732㎡を、大門〇〇〇さんに賃貸借権を設定し、ガスパ布設工事に伴う資機材置場として、本年12月31日まで一時転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、一時転用であるため不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 宗賀〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇の畑、面積5,909㎡の内445.94㎡を、松本市〇〇〇にお住いの〇〇〇さん、〇〇〇さんに使用貸借権を設定し、農家分家住宅用地として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域で、農業振興地域ですが、農振除外済みです。農地区分は、上下水道管が埋設された道路沿道の区域で、おおむね500メートル以内に塩尻警察署および桔梗ヶ原病院があり、第3種農地となるため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を宗賀地区でお願いします。
- ・橋戸委員 広丘原新田〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する奈良井〇〇〇畑、面積30㎡を、諏訪市〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに所有権移転し、駐車場用地として農地転用するものです。この農地は都市計画区域外です。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的第2種農地となりますが、集落に接続し、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。申請地一帯は、奈良井川とJR東海の線路に挟まれており、以前から倉庫、駐車場として転用されてきました。〇〇〇さんのお宅は奈良井宿内にありますが、ここ数年空き家となっておりましたが、空き家対策事業として見学会を行い、〇〇〇さんが購入することとなり、併せて駐車場として転用するものです。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員           (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて4番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員      広丘堅石〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘堅石〇〇〇の畑、面積321㎡を、広丘野村〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに使用貸借権を設定し、農家分家住宅用地として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続する住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
  
- ・塩原議長      本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員           (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員           (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて5番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員      この案件は追認申請です。広丘原新田〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇の畑、面積375㎡を、みどり湖〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんに所有権移転し、工場用地として農地転用するものです。該当地は、昭和62年に雑種地と思い購入し、農地とは気付かずに作業場として建設してしまい、現在も利用している建物です。この農地は都市計画区域外で、農業振興地域ですが、農振除外済みです。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
  
- ・塩原議長      本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員           (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員           (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて6番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員   片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑、面積213㎡を、片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さん、〇〇〇さんに所有権移転し、農家分家住宅用地として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続する住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
  
- ・塩原議長      本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員           (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員           (全員挙手)



・塩原議長 本件は承認されました。

⑥ 議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出（相続届）について

<u>塩尻地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区 全2件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 3条届出 6件 報告。

・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので部会としては可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第4条の規定による届出について

<u>塩尻地区</u>		<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 4条届出 1件 報告。

・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑦ 議案第8号 農地法第5条の規定による届出について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 5条届出 3件 報告。

・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑧ 議案第9号 農地保有合理化促進事業による幹旋適格認定について

<u>塩尻地区</u>		<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>	<u>全4件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>	

・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。

・米久保委員 県農業開発公社が所有します片丘〇〇〇の畑2,334㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。

・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。

・委員 (「異議なし」の声)

・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。

・農業委員 (全員挙手)

・塩原議長 本件は承認されました。2番を洗馬地区でお願いします。

・北澤委員 県農業開発公社が所有します洗馬〇〇〇外1筆の畑、合計4,567㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。

・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の畑481㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の畑1,624㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。続いて5番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 松本市〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の畑1,926㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。

⑩ 議案第10号 農地利用集積計画について

塩尻地区	全15件	承認	片丘地区	全14件	承認
広丘・高出・吉田地区	全31件	承認	洗馬地区	全34件	承認
宗賀・檜川地区	全11件	承認	北小野地区	全18件	承認

(塩原議長 退室)

- ・二木会長代理 塩尻地区からお願いします。
- ・百瀬委員 塩尻地区面積28,699㎡筆数21すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 続いて片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区面積30,409㎡筆数20すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 続いて広丘地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区面積30,252㎡筆数26すべて可といたしました。

- ・二木会長代理 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区面積86,573㎡筆数45すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 続いて宗賀地区お願いします。
- ・平林委員 宗賀地区面積11,899㎡筆数6すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 続いて北小野地区お願いします。
- ・赤羽委員 北小野地区面積25,468㎡筆数25すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 総合計213,300㎡筆数143となっています。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・原主任 (6件12筆報告)
- ・二木会長代理 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・二木会長代理 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・二木会長代理 本件は承認されました。(塩原議長 入室)
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

#### (4) その他事項

##### ① (松本農業改良普及センター 北澤氏による概況説明)

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- (意見・質問なし)

##### ② 塩尻市農業経営改善計画認定(認定農業者)、及び塩尻市青年等就農計画認定(認定新規就農者)について(農政課 城取喬介)

認定農業者について

塩尻地区	全3件 承認	片丘地区	全1件 承認
広丘・高出・吉田地区	全3件 承認	洗馬地区	
宗賀・檜川地区		北小野地区	全1件 承認

- ・塩原会長 認定農業者について農政課担当者よりお願いします。
- ・農政課城取 (資料に従い説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・二木会長代理 松本市の人の耕作地はどこですか。
- ・農政課城取 宗賀地区になります。宗賀小周辺です。
- ・平林委員 農地が塩尻で、住所が辰野は塩尻で補助が受けられるのか。
- ・農政課城取 塩尻で受けられます。
- ・塩原議長 他に意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。

③その他

空き家に関する前回の質問について（米窪局長）

- ・米窪局長 （資料により説明）
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・橋戸委員 定住促進の補助制度は奈良井のケースは対象になるか。
- ・米窪局長 対象になります。
- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 （特にナシ）
- ・塩原議長 特に無いようですのでこの件は終了します。

県内19市の利用権設定における面積基準について

都市計画図の活用について

農地利用最適化推進研修会について

農業者年金の勉強会について

(5) 閉 会 二木 会長代理

午後3時47分終了

平成30年5月25日

議事録署名人

会長 \_\_\_\_\_ 印

議席13番 \_\_\_\_\_ 印  
小澤委員

議席14番 \_\_\_\_\_ 印  
塚原委員